~ 出張報告 ~

ベトナム刑法改正支援現地調査

国際協力部教官
川 西 —

1 はじめに

本職は、ベトナム社会主義共和国における刑法改正の実情について調査するとともに、刑法改正に関する協力関係についてベトナム側関係機関と協議すること等を目的として、2014年3月16日から同月22日までの日程(移動日を含む)でベトナム社会主義共和国へ出張し現地調査を実施したので、その概要を報告する。

2 出張の趣旨

法務総合研究所は、平成6年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、平成8年に国際協力事業団(現独立行政法人国際協力機構(JICA))が法整備支援プロジェクトを立ち上げた後は、同プロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続してきた。

ベトナム司法省は、2012年ころから、刑法を全面改正し新たに刑法典とすべく起草作業に着手したが、現在進行中のベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2)¹では、ベトナム司法省に対し、国家賠償法及び民事執行法等に関する支援を行っているものの、刑法は同プロジェクトの活動内容とはなっていないため、長期専門家による事実上の情報提供にとどまっていた。そのため、ベトナム司法省から、日本に対し、刑法改正に関する支援の要請²がなされていたところ、刑法改正はベトナムとの関係が深い我が国にとって、その影響が無視できないこと、刑法改正にも日本の知見が大いに参考になるとみられることなどから、法務省独自のベトナム刑法改正支

¹ 法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ 2) (協力期間:2011年4月1日~2015年3月31日)は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会をカウンターパート機関とし、中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえ、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化されることを目標として実施されている。

² 法務大臣の訪越時やベトナム副首相の訪日時等において、刑法改正について支援の要請がなされた。

援を実施することとし、その一環として、法務総合研究所において、日本においてベトナム改正刑法起草関係者を対象とした共同研究³を実施することが決定した。

そこで、同共同研究を実施するにあたり、ベトナム側関係機関と協議を行うとともに、改正作業を担当しているベトナム司法省の改正作業担当チームから、改正作業の現状及び改正点の優先事項等、刑法改正の現状をより正確に把握し、刑事司法制度及びその運用状況等についても広く調査するため、現地調査を実施するに至った。

3 調査結果

(1) 刑法改正に関する組織機構等

ベトナムにおいて、法律の改正作業は、所管する国家機関の責任によって行われ、 刑法は司法省が所管している。今回改正を予定している刑法は、重要基本法令である 上、全面的な改正が予定されていることから、その改正にあたっては、国会の下に法 典起草委員会(Drafting Committee)を設けるとともに、その中に実務担当者による作 業委員会(Drafting Group)を設け、実際の起草作業が行われる。

刑法は、多くの機関の所掌事項に関連することから、起草委員会には、最高人民裁判所、最高人民検察院の司法機関のほか、23の国家機関のうち16機関から23名(次官級)が参加している。起草委員会では、各機関の利害調整を図りながら、刑法改正の大きな方向性、政策的な面について議論することになる。また、起草委員会を補佐する機関として、その下に47名による作業委員会が置かれ、起草作業が行われる、また、作業委員会には、主に司法省職員からなる20名の常任委員が選任され、常任委員を中心に実際の起草作業が行われる。

司法省においては、刑事行政法局(CAD)が改正刑法起草作業の担当部局となっている。同局は、法規範文書の発行に関する規則を作成するなど、司法省において、法規範文書制定に重要な役割を有している。同局は、組織法室、刑事法室、行政法室の3つの室に別れ、全体で32名の職員が所属している。今回の刑法改正の中心となる刑事法室の職員(7~8名)は、すべて上記作業委員会メンバーとなっており、いずれの職員も、前回の刑法改正、最近の人身取引防止法など所管法令の起草に携わった経験を有しているとのことであった。作業委員会については、担当する章ごとにグループ分けが行われ、サブワーキンググループが作られる予定であるとのことであった。また、これとは別に、司法大臣が選任した専門家委員会が設けられている。これは、

^{3 2014}年6月30日から同年7月4日の日程で、法務総合研究所国際協力部国際会議室において実施した。同共同研究の詳細については、次号以降において紹介する。

最高人民裁判所,最高人民検察院,ベトナム弁護士連合会,司法省から,既に退官した者を含めて経験豊富な専門家 12 名⁴を招集し,起草委員会へ提出される資料や報告書等について,その経験を生かした意見を具申するものである。

起草委員会については、調査時までに、キックオフ的色彩のものが3回⁵実施されたのみであるが、起草活動の本格化により、開催の頻度は増えるとのことであった。また、作業委員会については、その必要性に応じて機動的に開催されており、これまでも起草委員会開催に先立って意見調整のための実務担当者の協議が行われてきたが、起草作業が進展すれば、随時開催されるものと思われた。

(2) 改正手続とスケジュール

2012 年9月に策定された改正手続とスケジュールは,2012 年中に,起草委員会の設置,刑法施行状況に関する調査,刑法改正の方向性に関する文書のとりまとめと起草委員会による採択等を行い,2013 年中に,現行刑法に関する国家レベルの会議における総括,草案作成のための調査活動,草案の作成と起草委員会によるコメントと修正,草案に関する意見聴取を行うというものであるが,調査の時点においては,未だ草案作成に着手できていなかった。そして,2014 年中に,各機関からの意見を踏まえて,草案に対する起草委員会によるコメントと修正を行い,まず,刑法改正に関する概要を政府へ提出した後,さらに,草案の修正を行い,2015 年に,改正概要を国会へ提出して,更に草案の修正を行うというものであった。

上記改正手続及びスケジュールは、2012年に策定されたものであるが、既に遅れが出ており、調査実施時の進捗状況については、現行刑法に関する国家レベルの会議における総括までしか完了していないとのことであった。その他、ドイツ法の調査や、刑法改正に関するセミナー、会議の開催など、既に実施した項目もあるとのことであったが、当初計画と見比べれば約1年の遅れが出ていると思われた。

改正概要の完成と政府への提出については、その期限が3か月遅れの2014年12月に変更されているとのことであるが、それは必ず達成しなければならないとのことであり、パブリックコメントの手続などを勘案すると、第1次草案は、本年7月に起草委員会から司法省に提出され、8月にインターネット上で公開してパブリックコメントに付し、遅くとも8、9月に完成させたいとのことであった。

その後,2015年以降については当初計画どおりの実施を考えているとのころであり、

⁴ この専門家委員会には、元司法省次官、元同省刑事行政法局長などがいる。

^{5 1}回目は,2012 年半ばに,起草委員会の規定,任務,計画を協議。2回目は,同年末ころに,現行刑法に関する総括・評価,改正に方向性について協議。3回目は,現行刑法総括の全国会議での報告事項に関する意見聴取,をそれぞれ行ったとのことである。

2015年1,2月に国会常務委員会に提出し、コメントを受けた修正をした後、2015年5月に1回目の国会提出を行い、10月の国会で成立させたいとのことであった。

なお、司法省は、憲法改正に伴う法律改正が多数あることから、2015年の国会については、5月、10月だけではなく、8月にも臨時に開催することを提案していることのことであった。

- (3) 刑法改正の要因及び現行刑法の問題点 今回の刑法改正の主な要因としては、次の4点があげられる。
- ① 2013年11月に可決された改正憲法において,人権保障が強化されたことに伴い, 刑法における人権保障について見直す必要が生じたこと(罪刑の均衡,刑罰の種類等)。
- ② 市場経済の進展に伴い、未だ計画経済の影響が強い時期に制定された現行刑法では、社会の発展に伴う新たな犯罪類型(証券犯罪等経済事犯、労働事犯、インターネット等を使用した犯罪等)への対処が困難となっていること。
- ③ ベトナムが批准した国際条約に関する国内法整備,国際犯罪への対応が必要となっていること。
- ④ ベトナムにおいて推進されている司法改革において,刑事法の整備が挙がられて おり、人権への配慮などが求められていること。

現行刑法の問題点については、本年3月15日に実施された刑法改正後13年6を総括した評価会議(政府主催、司法省、公安省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会、法律家協会等が参加)において、各機関から現行刑法の問題点のみならず改正の方向性等についても様々な意見が寄せられた。その会議においては、現行刑法の構成要件が不明確であること、刑事責任が免除される場合が限定的であること、少年犯罪の凶悪化等に伴う少年犯罪に対する認識の変化など、現行刑法における様々な形式的、実質的な問題点が提起され、その改正についての意見も出されたとのことであった。

(4) 改正の方向性

刑法改正の方針については、司法省によりとりまとめられた後、本年3月20日に政府主催の会議により審議され、司法省提案のとおり、下記のとおりの刑法改正の基本方針が決定された。

刑法改正の基本方針は、次の6つの項目から構成されている。

⁶ 刑法は 1985 年に制定, その後, 1999 年に新刑法が制定され, 2009 年に一部改正が行われた。

- ① 市場経済の保護・発展のため、市場経済における犯罪を適切に処罰し、平等かつ 安心した市場経済活動への参加の保障(反独占、不当競争防止等)。
- ② 憲法改正に伴う人権保障の強化(死刑の減少,懲役刑の上限の短縮等)。
- ③ 犯罪防止及び刑罰による抑止効果の強化(特別刑法の創設及び法人処罰規定の創設等)。
- ④ 汚職問題に対する適切な対処(外国人による贈収賄,違法な利益の剝奪等)。
- ⑤ 国際条約に関する国内法整備(汚職防止条約,組織犯罪防止条約等)。
- ⑥ 刑法規定の技術的問題の克服(明確性の徹底、理解を容易にする、実態にあったものとする等)。

ベトナム司法省は、上記の方針に基づき、刑の厳罰化傾向の抑制(自由を拘束しない刑の検討等)、少年犯罪に対する厳罰化、刑事責任能力免除の範囲の明確化、刑法以外に特別法の規定を設けること(刑罰を刑法のみに記載するか、特別法にも記載するか)についての検討も行うとのことであった。

4 各機関等との協議結果

(1) 司法省リエン次官(当時⁷) への表敬 リエン次官は、司法省における日本の 法整備支援の担当次官であり、現在の JICA プロジェクトについても非常に好 意的な評価をし、積極的な協力体制を築 いてくれている人物である。

リエン次官からは,これまでの日本に よる法整備支援について改めて高い評価



と謝意が述べられ、特に民法の起草支援について高い評価が寄せられた。これまで日本による公法分野の支援は少なかったところ、日本の法務省が、ベトナム側の支援要請に応え、新たに刑法改正支援に乗り出したことについて、高い評価と謝意が述べられるとともに、刑法においても民法と同様に、制定後における調査など長いスパンでの支援が行われることへの期待が示された。本職から、共同研究の計画について説明したところ、刑法分野での最初の支援活動として謝意が示され、今後ベトナムにおいて開催される刑法改正に関するセミナーへの日本人専門家の派遣の協力を要請された。

⁷ リエン次官は、本年5月に退官したが、刑法改正に関しては、引き続き起草委員会メンバーとして活動している。

(2) 司法省国際協力局 (ICD) (オアイン局長ほか)

オアイン局長からは、日本による刑法支援について期待が示されるとともに、日本によるインプットはベトナムにおいては政治的色彩がない、科学的な知識として大きな価値をもって受け止められるとの話があった。また、今後ベトナムで行われる刑事法に関するセミナーへの日本人専門家の参加、日本側によるベトナム刑法の研究に対する期待が示された。また、刑法分野における他ドナーの支援としては、UNDP、UNODC、ドイツなどが関心を示しているが、刑法の一部分のみをテーマとするため、体系性に欠ける点があるとの情報提供があった。

(3) 司法省刑事行政法局(トア局長ほか)

前記4のとおりの刑法改正に関する現状等について聴取したほか、日本における共同研究において取り上げるテーマについて協議し、①特別刑法、②仮釈放制度、③少年犯罪への対応、④サイバー犯罪への対応の4点について、共同研究会のテーマとして取り上げることで合意した。

(4) 最高人民裁判所 (クオン国際協力局長)

最高人民裁判所からは、刑法改正への体制として、副長官、中央刑事裁判所長官を 起草委員会に、最高人民裁判所及び中央軍事裁判所の職員を、作業委員会に派遣して いるとのことであった。

刑法の改正については、新たな犯罪類型については特別刑法により対処すること、 法人を犯罪主体に加えること、死刑の対象罪名を少なくすることを検討しており、これらは、憲法改正による人権保障の強化が影響しているとのことであった。特に、最高人民裁判所としては、現行刑法の刑罰の一つである戒告®については、何らの実効性がないことから廃止を検討すべきという意見があることも紹介された。最後に、本職から、中国のように裁判所において事前に詳細な司法解釈を制定する予定の有無を尋ねたところ、ベトナムではそのような予定はないとのことであった。

(5) 最高人民検察院(トゥエン検察理論研究所刑事検察部長ほか3名)

最高人民検察院も、現行刑法の総括会議において、現行刑法の問題点について報告をしたとのことであり、そこで指摘した問題点について詳細な説明があった。問題点としては、共犯規定が不十分であること、刑事責任免除規定が不明確であること、刑罰の内容が不適切であること、犯罪の構成要件が不明確であり、罪刑が不均衡となっていることなどであげ、最高人民検察院としては、刑法改正にあたり、規定の明確化、

⁸ 戒告は、死刑、懲役刑、罰金等と並ぶ主刑の一つである(ベトナム刑法 28 条 1 項)。戒告は、刑罰免除を正当化するほどではないが、情状酌量するひとつのある重大でない犯罪の行為者に適用される(同法 29 条)。

刑罰,刑事責任免除規定の見直しなどについて,提案を行ったとのことであった。また,現行刑法が不十分な点に関しては,通達を発して問題解決を図ることもあるが,通達は公安省など他の官庁との合意がなければできないため,意見統一が図れずなかなか通達を発することもできないとのことであった。

(6) ハノイ法科大学(刑法学者グループ)

現地に到着してからのアレンジにもかかわらず、刑事法科科長の教授のほか実習中の教員を含め、8名の教員に参加していただいた。ベトナムには、日本における学会のような大学横断的な組織はなく、各大学において研究が行われており、ハノイ法科大学では、国家レベルの研究プロジェクト、司法省レベルの研究プロジェクト、外国との共同研究、ハノイ大学独自の研究が行われている。司法省レベルの研究プロジェクトは、刑法改正に資するために行われ、法人の刑事責任、刑法外の犯罪と刑罰、用語の比較という3つのテーマがあるとのことであった。

(7) 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所(武藤司郎弁護士)

初代のベトナム長期専門家であり、現在、日本の大手法律事務所のハノイ事務所に おいてビジネスロイヤーとして活動されている武藤弁護士から、刑法改正への支援、 ベトナム刑法に関する情報について聴取した。

現在,日本企業の汚職防止に関するルール作りのため,ベトナムの贈収賄罪を研究することがあるが,刑法を見ても,賄賂の定義すらなく,構成要件が不明確なものが多く,裁判官などの裁量が非常に大きいのが問題であるとのことであった。

刑法支援を行うと悪い面も日本のせいにされるという指摘もあるが、人権面で進んでいる日本からのアドバイスが取り入れられることは非常に有益あり、そのような問題こそ、民間レベルではなく政府レベルの支援の方が効果的であるとの御意見を頂いた。

5 おわりに

ベトナムに対する法整備支援は約20年の歴史があり、これまで様々な活動が行われてきた。そのため、ベトナム法に対するあらゆる法情報が蓄積されていると思われるが、公法とくに刑事法分野については、これまでの支援・協力関係は非常に限定的であり、その情報も民商事法分野に比べれば限定的なものであったと思われる。

今回,本職は,法務省独自によるベトナム刑法改正支援の検討のため,ベトナムに 赴き,ベトナム刑法に関する情報を収集する機会を得ることができた。本職のベトナ ム出張中には,ベトナム国家主席が訪日し,法整備支援に関して謝意を述べ,安倍首 相が引き続き支援を実施していく旨表明するなど,ベトナムに対する法整備支援は, 今後も両国を結ぶ重要なツールであると思われる。このように、日本にとって重要なパートナーとなっているベトナムについて、ベトナム国民のみならず、当地で活動する日本人の生活に大きな影響を及ぼす刑法に関する情報を収集することは大きな意義があると思われる。また、図らずも本職らの出張直前あるいは出張中に、現行刑法に関する国家レベルでの総括会議が開催され、現行刑法の問題点についてとりまとめられ、それを踏まえて、刑法改正の方向性が決定され、それらの最新動向をすぐに入手できたことは、刑法改正支援を検討する上で非常に有益であった。

ベトナム刑法については、これまでの日本の民法改正支援などを踏まえて、特に日本に対する真摯かつ強い支援の要請があった上、2015年の成立に向けて日程的に切迫していることから、改めて強い支援の要請が寄せられた。上記のとおり、法整備支援において、いわば特別な関係を有するベトナムについて、法務省が独自に刑法改正支援を実施したのは適切な方向と思われる。本年6月には、リエン前次官を団長とするベトナム刑法改正における重要人物が参加し、最高検察庁、法務省刑事局等の協力により日越司法制度共同研究を実施することができ、ベトナム側からも高い評価を得ることができた。同共同研究では、有意義な講義や意見交換が行われたが、その詳細については、次号以降で改めて紹介することとしたい。

以上